「私立」学校制度の形成

天理大学国際学部教授
山本　和行 *Kazuyuki Yamamoto*

本連載の（10）および（11）でまとめたように、1942年1月の香港占領地総督部（以下、総督部）設置以降、占領統治を支える中央および地方行政制度が徐々に形成されていった。占領統治の基盤となる行政制度の整備と並行する形で、各種の文教制度・政策も少しずつ形成・実施されるようになっていった。

総督部は地方行政制度に関する「地区事務所規程」を発した1942年4月16日に、「私立日語講習所規則」（香督令第15号）、「私立学校規則」（香督令第16号）、「私立幼稚園規則」（香督令第17号）を立て続けに発令している。

これらの規則が総督部の発した初めての教育制度関連の法令になるが、そのはじまりが「私立」学校に関するものであることの理由は定かではない。もちろん、一般的な見方として、たとえば「軍事占領により憲兵隊が抑圧的支配を維持しようとするとき、教育は最も省みられない事業の一つである」[1]という指摘があるように、占領地において教育は費用面も含め、占領政策のなかで重点的に実施されるべき事業ではないことは自明であり、そうであれば、総督部がまず教育事業については「私立」からはじめるとしても、何らおかしいことはないとも言える。

ただ、本連載でこれまで見てきたように、日本による植民地統治の特徴から考えれば、占領統治下における教育が「官立」や「公立」ではなく「私立」からはじまることは、そう自明なことではない。むしろ、占領統治の統制下に教育事業を置くことを考えれば、現地の人々による「自由」の余地を残す「私立」学校の存在は統治者側のリスクが大きく、将来的な教育実施計画遂行の観点からも、まずは統治者の統制が及びやすい形での実施が模索されてもおかしくはない。それが、各種占領政策実施の基盤となる行政制度の整備とあわせて、その当初から「私立」学校に関する規則が発令されたことについては、検討の余地があるだろう。ただ、今のところ、総督部の占領政策については公文書も含めて史料上の制約が大きく、詳細な検討は今後の課題とせざるを得ない[2]。ここではさしあたり、關禮雄が指摘するように、「戦前（1942年以前）には小・中学校が1,300校あり、そのうち私立学校は1,000校を占めており、生徒総数は11万人であった」ということから、イギリス統治下の香港においては、小・中学校全体の80％近くが私立学校であったという点を指摘しておく[3]。

さて、「私立日語講習所規則（私立日本語講習所規則）」であるが、これは全5カ条の簡素な内容となっており、条文の内容は以下のとおりである[4]。

第1条　本令の定める日本語講習所は日本語を教授することを目的としてこれを開設し、教育期間を一年以上とする学校のことをいう。

第2条　日本語講習所の開設を希望する者は左の各事項を当該地区事務所を経て香港占領地総督部の審査を申請しなければならない。ただし収容する生徒が常に十名以下であり、かつ授業料を徴収しないものはこの限りではない。／一、名称／二、学校所在地／三、設立年月日／四、設立者（履歴書提出のこと）／五、教員（履歴書提出のこと）／六、教育期間および講習時間／七、教授科目およびその内容／八、入学規則／九、収容人数／十、授業料

第3条　日本語講習所は日本語を教授することを主とし、必要に応じてその他体育・徳育に関する科目を教えることができる。

第4条　開設の許可を得ていないもの、あるいはその施設に不備あるものは閉鎖を命じることがある。

第5条　日本語講習所を閉鎖する場合は事前に理由を申請し許可を得なければならない。

本稿のはじめに触れたこととの関連で言えば、第2条で「地区事務所」への設置申請を求めていることは、地方行政制度の整備と並行して教育事業の展開が考えられていたことを示唆している。また、「日本語を教授する」という簡素な目的規定を掲げながら、「必要に応じてその他体育・徳育に関する科目を教えることができる」という教授内容に関わることが定められている点は注目されるが、これは日本語講習所での実際の教育活動に照らして検討しなければならないところだろう。

なお、ここには「何のために」日本語を教えるのかという、本来あるべき教授目的が定められていない。この点も含めて、制度間の関連や教育政策の実施過程を追っていく必要があるが、たとえば、上述した「私立学校規則」には、以下のような規定がある[5]。

第11条　私立学校では英語を教授用語として使用することはできない。

英語を学校での教授用語として排除するということは、（現地語の使用を排除していないということについての検討の余地は残るが）基本的に日本語を教授用語として想定していると考えられる。その後の教育事業における人的な需要に応えるための場所として、日本語講習所の設置が考えられたとも言えるだろう。こうした点も含め、稿をあらためて検討を進めたい。

［註］

（1）小林英夫・柴田善雅『日本軍政下の香港』（社会評論社、1996年）、286頁。

（2）史料上の制約については、山本和行「日本占領期香港の教育政策・教育活動に関する資料―『香港日報』日本語版1942-1945―」（『中国文化研究』第33号、2017年3月）、3頁参照。

（3）關禮雄《日佔時期的香港（増訂版）》（三聯書店、2015年）、194頁。なお、原著は中国語で書かれているため、引用に際しては筆者が日本語に訳した。

（4）香港佔領地總督部公佈《香督令特輯》（亜洲商報社、1943年）。なお、本資料はすべて中国語で書かれているため、本文中に引用した条文はすべて筆者が日本語に訳した。

（5）同上。